

独立行政法人国立病院機構の中期目標・中期計画 対照表

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25. 12. 24】
独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。 平成21年2月27日 厚生労働大臣 舩添要一	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。 平成26年〇月〇〇日 厚生労働大臣 田村憲久	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項に基づき平成21年2月27日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立病院機構中期目標を達成するため同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立病院機構中期計画を定める。 平成21年3月31日 平成21年8月4日改正 平成23年3月31日改正 平成24年3月30日改正 独立行政法人国立病院機構 理事長 矢崎義雄	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項に基づき平成26年〇月〇〇日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立病院機構中期目標を達成するため同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立病院機構中期計画を定める。 平成26年〇月〇〇日 独立行政法人国立病院機構 理事長 桐野高明	「独立行政法人の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し内容について」 平成25年12月24日 厚生労働大臣 田村憲久
前文 国立病院機構は、平成16年度の設立以来、職員の意識改革や病院間のネットワーク機能の強化を図りつつ、国の医療政策として担うべき医療(以下「政策医療」という。)の確実な実施と運営の効率化に取り組んできた。 診療面においては、結核、エイズ、重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく医療などについて、入院患者数が全国の大きなシェアを占めるなど、重要な役割を担ってきた。 また、財務面では、設立時に承継した約7,500億円の債務を計画以上に償還しつつ、設立2年目以降黒字に転じ、第一期中期目標期間において黒字を計上している。 さらに、臨床研究においても、我が国	前文 国立病院機構は、平成16年度の設立以来、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策のうち国立病院機構が担うべき医療について、全国的な病院ネットワークを活用し、診療・臨床研究・教育研修を一体的に提供するとともに、業務運営の効率化に取り組んできた。 他方、近年の急速な高齢化による疾病構造の変化を踏まえ、「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換が必要とされる中、地域において医療の提供に課題のある分野への一層の貢献が求められている。 このため、本部が各病院に対して適切なマネジメントを行い、経営改善を継続するとともに、引き続き、国の危機管理や積極的貢献が求められる医療、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療、	前文 平成16年4月、独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)は、国民の貴重な医療資源として発足し、第一期中期計画期間においては、医師不足、医療費適正化という状況下、全国においてその担うべき医療を確実に実施してきた。また、事業体として、国時代の旧弊を絶ち、業務運営の効率化に取り組み、国から承継した多額の過去債務を着実に償還し、わが国の医療体制において、代替不可能な公共的財産である病院群の長期的な存続のための基盤を着実に築いてきた。 国立病院機構は、第二期中期計画期間においては、第一期中期計画の成果を礎として、国民から信頼の得られる医療を確実に提供することとする。その成果として得られた収益と業務運営の更なる効率化とが相俟って生じた剰余については、国立病院機構に課せられた使命の実現、医療の質の向上のために再投資	前文 高齢化が進む我が国においては地域を単位とする包括的な医療・介護システムの構築が目標となっており、国立病院機構は、この方向に沿いつつ、都道府県医療計画を踏まえた5疾病5事業や在宅医療を推進するための地域連携、国の危機管理や積極的貢献が求められる医療、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療などを、各病院の医療機能に応じ提供する。これに当たり、地域の診療所や他の病院との連携を推進する。地域での信頼を高め、より一層、地域医療への貢献を果たす。 診療・臨床研究・教育研修を一体的に実施するとともに、臨床評価指標を活用した医療の質の改善に取り組むことにより、我が国の医療政策や医療水準の向上に貢献する。また、病院のネットワークにより収集した診療情報を臨床研究等に活用するためのIT基盤の充実を	「独立行政法人国立病院機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う方向で更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。 なお、機構傘下の143病院は、本部主導により、様々な取組を通じて経営改善を着実に進めると同時に、他の設置主体では必ずしも実施されないセーフティネット分野の医療や、救急、周産期等の地域医療など採算性が保証されない分野の医療の提供にも取り組み、機構全体として掲げた目標を高い水準で達成してきた。 今後も、以下の見直しを行うに当たっ

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
の治験体制の重要な一翼を担うとともにE B M（エビデンスに基づく医療（Evidence Based Medicine））推進のための大規模な臨床研究を進めている。 他方、近年の医師不足を始め、病院を巡る環境が厳しさを増す中で、国立病院機構は引き続き政策医療を確実に実施しつつ、地域医療に一層貢献することが求められており、その責務は益々高まっている。同時に、固定負債の着実な減少を含め経営基盤を安定化させる必要がある。 このため、本部、ブロック事務所、個々の病院がそれぞれ密接に連携し、一層の創意・工夫を加えつつ、業務を確実に実施し、業務の質及び効率性・自律性の向上を図り、それらを国民が実感できるよう最大限の努力を期待する。	地域のニーズを踏まえた5疾病・5事業の医療や在宅医療を推進するための地域連携を確実に実施しつつ、地域医療に一層貢献することにより、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に一層貢献するよう最大限の努力を期待する。	し、第三期以降を含めた長期的な事業の安定を目指すものとする。 国立病院機構の病院は、引き続き政策医療の着実な実施とともに、各地域において地域医療の量・内容についての課題が顕在化する中、地域の医療機関及び地方公共団体との連携の下、患者・家族の利益を最優先に、医療の安定した担い手として、地域医療の向上に貢献していくこととする。 また、145の病院群のネットワークを活かして、わが国の医療の質の向上に寄与するとともに、スケールメリットを活かして蓄積された診療情報の分析などを通じて形成されたエビデンス（根拠）を幅広く情報発信し、国民医療の向上に活用するものとする。 さらに、限られた人的資源の下での医療提供を確実に行うため、良質な医療人材の育成・輩出を通じた医療界への貢献に加え、医療職種間の役割分担と協働に基づくチーム医療の推進を図るなど、病院運営のサービスモデルを提示し、わが国の病院医療の水準の向上に貢献していくものとする。 こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成21年4月1日から平成26年3月31日までの期間における国立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するための計画を以下のとおり定める。	図る。 第三期中期計画期間における最重要課題は、75%超に上る病院にある老朽棟を解消することであり、医療の提供と業務の効率化により生み出した成果を再投資して、クリーンで快適な療養環境を早急に整備する。 こうした取組を支えるため、経営面では、IT化の推進や組織の再編等により、業務の集約化・効率化を進め、特に診療情報や経営情報を活用した経営情報分析体制を強化し、戦略的経営を行う。 これらの取組で得られた成果を積極的に情報発信していくことにより我が国の医療政策に貢献していく。	ては、これまでの取組を継続するとともに、本部が各病院に対して適切なマネジメントを行うものとする。
第1 中期目標の期間 国立病院機構の本中期目標の期間は、平成21年4月から平成26年3月までの5年間とする。	第1 中期目標の期間 国立病院機構の本中期目標の期間は、平成26年4月から平成31年3月までの5年間とする。			
第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 国立病院機構は、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療、難治性疾患等に対する医療、歴史的・社会的な経緯により担ってきた医療及び国の危機管理や積極的貢献が求められる医療と	第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 国立病院機構は、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療とともに地域の中で信頼される医療を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与することとする。このため、医療の提供、	第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
して別記に示す政策医療分野を中心に、国立病院機構の政策医療ネットワーク（以下「政策医療ネットワーク」という。）を活用しつつ、医療の確保と質の向上を図ること。 あわせて、地域における他の医療機関との連携を強化しつつ、都道府県が策定する医療計画を踏まえた適切な役割を果たすこと。 さらに、我が国の医療の向上に貢献するため、調査研究及び質の高い医療従事者の育成を行うこと。		調査研究及び医療従事者の育成を着実に実施する。		
1 診療事業 各病院において、国の医療政策や地域の医療事情を踏まえつつ、患者の目線に立ち、患者が安心できる安全で質の高い医療を提供すること。	1 診療事業 患者の目線に立って、安心・安全で質の高い医療を提供するとともに、国の医療政策や地域医療の向上に貢献すること。	1 診療事業 診療事業においては、利用者である国民に満足される安心で質の高い医療を提供していくことを主たる目標とする。	1 診療事業 診療事業においては、患者の目線に立って、安心・安全で質の高い医療を、多職種が連携して提供するとともに、地域の医療機関等との連携を進め、地域での信頼を高める。また、引き続き、国の医療政策に貢献する。	
（1）患者の目線に立った医療の提供 患者自身が医療の内容を理解し、治療を選択できるように、診療ガイドラインの活用、医療従事者による説明・相談体制の充実、全病院におけるセカンドオピニオン相談体制の整備、診療報酬の算定項目のわかる明細書の全病院における発行などに取り組むこと。 また、患者の目線に立った医療推進の観点から患者満足度調査を更に改善し、医療の質の向上を図ること。 さらに、疾患に対する患者の自己管理（セルフマネジメント）の観点から患者の支援を図ること。	（1）医療の提供 患者の目線に立った医療の提供や患者・家族が医療内容を適切に理解し治療の選択に主体的に関わることができるように、引き続き患者ニーズの把握や相談体制の充実に取り組むこと。 安心・安全な医療を提供するため、医療安全対策の一層の充実や院内感染対策の標準化などに取り組むとともに、これらの取組の成果について情報発信に努めること。 また、患者に分かりやすく質の高い医療の提供や医療の標準化のため、チーム医療やクリティカルパスの活用を推進するとともに、病院の医療の質や機能を更に向上させるため臨床評価指標等を活用し、その成果について情報発信に努めること。 さらに、患者の療養環境を改善し、サービスの向上を図るとともに、医療の高度化に対応するため、老朽化した建物の建替等を計画的に進めること。	（1）患者の目線に立った医療の提供 ① 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり 患者が医療内容を適切に理解し、治療の選択を患者自身ができるように診療ガイドラインの適切な活用や複数職種の同席による説明などに努めるとともに、相談しやすい体制をつくるよう取り組む。 また、患者とのコミュニケーションに関する研修（接遇等）を充実し、患者満足度調査において、医療従事者の説明に関する項目についての改善について検証を行う。	（1）医療の提供 ① 患者の目線に立った医療の提供 サービスの改善に資するよう、引き続き、患者満足度調査を実施する。 患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談体制を充実するとともに、複数職種が協働し、患者・家族の目線に立った支援を行う。 疾病に関する情報を提供する環境を整える等、患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進する。	第1 事務及び事業の見直し 次期中期目標等の策定に当たっては、機構の病院の医療の質や機能を更に向上させるために、機構が有する臨床評価指標等を活用するものとする。 1 診療事業 （3）老朽化した建物の建替等を計画的に進めることにより、患者の療養環境を改善し、サービスの向上を図る。

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
		② セカンドオピニオン制度の充実 患者が主治医以外の専門医のアドバイスを求めた場合に適切に対応できるようなセカンドオピニオン制度について、中期目標の期間中に、全病院で受け入れ対応できる体制を整備する。 また、セカンドオピニオンに対する患者の理解、満足に関する調査を実施し、制度の充実を図る。	削除	
		③ 患者の価値観の尊重 患者満足度調査を毎年実施し、その結果を踏まえて患者の利便性に考慮した多様な診療時間の設定や待ち時間対策などサービスの改善を図る。 また、慢性疾患を中心に疾患に対する患者の自己管理（セルフマネジメント）を医療従事者が支援する取組を推進するほか、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行する体制を中期目標の期間中に全病院に整備する。 さらに、患者満足度調査については患者の目線に立った観点からその見直しを図る。	第1-1-(1)-①へ集約	
（2）安心・安全な医療の提供 医療倫理を確保する体制を整備すること。 また、診療情報について情報開示を適切に行うほか、政策医療ネットワークを活用しつつ、医療安全対策の充実を図り、医療事故の防止に努めること。 さらに、これら取組の成果を適切に情報発信すること。	第2-1-(1)へ集約	（2）安心・安全な医療の提供 ① 医療倫理の確立 患者が安心できる医療を提供するためには、患者との信頼関係を醸成することが重要であり、各病院はカルテの開示を行うなど適切な情報開示に取り組むとともに、患者のプライバシーの保護に努める。 また、各病院の倫理委員会の組織・運営状況を本部において把握し、その改善に努めるとともに、倫理的な事項に関し医療従事者に対して助言を行う体制を院内に整備する。	削除	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
		② 医療安全対策の充実 医療安全対策を重視し、リスクマネージャを中心に、ヒヤリハット事例の適正な分析等のリスク管理を推進するとともに、病院間での相互チェックを実施するなど医療安全対策の標準化に取り組む。特に、院内感染対策については、院内サーベイランスの充実などに積極的に取り組む。 また、我が国の医療安全対策の充実に貢献する観点から、各病院は引き続き医療事故や医薬品等安全性情報の報告を徹底する。 さらに、これら取組の成果をとりまとめ情報発信に努める。	② 安心・安全な医療の提供 安心・安全な医療を提供するため、医療事故報告の収集・分析や病院間における医療安全相互チェック体制の拡充等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図るとともに、院内サーベイランスの充実や院内感染対策の標準化などに取り組む。また、医療安全の観点から、使用医薬品の標準化、適正使用を推進する。 これら取組の成果を医療安全白書の公表など情報発信に努める。	
(3) 質の高い医療の提供 政策医療ネットワークによる情報・ノウハウの共有化を図りつつ、クリティカルパス、職種間の協働に基づくチーム医療などを推進すること。 また、EBMの推進、政策医療の質の向上及び均てん化の観点から、政策医療ネットワークを活用して診療情報データベースを早期に確立し、民間を含めた利用促進を図るとともに、臨床評価指標の充実に努めること。 さらに、患者のQOL（生活の質（Quality of Life））の向上を図り、特に重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー児（者）等の長期療養者については、障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく療養介護事業の体制の強化に努めるとともに、老朽化した施設の計画的整備を図ること。あわせて、通園事業等を推進し、在宅支援を行うこと。	第2-1-（1）へ集約	(3) 質の高い医療の提供 ① クリティカルパスの活用 チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進し、その実施件数について中期目標の期間中に、平成20年度に比し10%以上の増加を目指す。	③ 質の高い医療の提供 高度な専門性の下に多職種の連携・協働によるチーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進する。 臨床評価指標を活用したPDCAサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進するため、全病院において、多職種によるチームからなる「医療の質向上委員会（クオリティマネジメント委員会）」を設置し、指標のモニタリング、課題となる指標の抽出、問題点の分析、解決のための取組の検討等、指標の目標値達成を目指す仕組みを構築する。あわせて、病院間で改善事例を共有する機会を設け、職員の意識の向上を通じて、国立病院機構の医療の質の向上を図る。 これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめ情報発信し、我が国の医療の質の向上に貢献する。	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
		② EBMの推進 国立病院機構が担っている政策医療の質の向上と均てん化の観点から国立病院機構のネットワークを十分に活用し、エビデンスに基づく医療（Evidence Based Medicine。以下「EBM」という。）を実践するため、臨床研究などにより得られた成果を臨床に反映させるとともに、臨床評価指標の充実を図る。 また、医事会計システムの標準化などを通じて診療情報データベースを早期に確立し、民間を含めた利用促進を図る。	第1-1-(1)-③へ集約	
		③ 長期療養者をはじめとする患者のQOLの向上等 長期療養者をはじめとする患者のQOL（生活の質）に関しては、ボランティアの積極的な受入や協働等に努めるとともに、障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく療養介護事業の体制の強化を行うなど、その向上に取り組み、患者満足度調査におけるQOLに関する項目の評価について、平均値の向上に努める。 また、重症心身障害児（者）等の在宅療養を支援するため、通園事業等の推進や在宅支援ネットワークへの協力を行う。 あわせて、特に重症心身障害、筋ジストロフィーなどの老朽化した病棟については、計画的に更新整備を行う。	④ 療養環境の改善 第三期中期計画期間中に耐用年数を経過する昭和54年以前建築の老朽棟がある病院が、全体の75%超と多数に上っており、この状況を改善するとともに医療の高度化への対応や患者のQOLの向上、病院機能の効率化の向上を図るため、施設・設備の更新整備を速やかに計画的に進め、クリーンで快適な療養環境を実現する。	
		④ 職種間の協働、チーム医療の推進 チーム医療の推進に必要な複数の専門職種間の協働とそのために役割分担された各職種の業務を実施することにより、質の高い医療を効率的に提供する。	第1-1-(1)-③へ集約	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
(4) 個別病院に期待される機能の発揮等 地域における医療に一層貢献するため、都道府県が策定する医療計画を踏まえ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の4疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む）の5事業を中心に、地域連携クリティカルパスを始め地域の医療機関との連携強化等を図ること。また、救急医療・小児救急医療については体制強化を図り、周産期医療においてはNICU（新生児集中治療室（Neonatal Intensive Care Unit））の後方支援機能の強化を図ること。また、災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行うこと。更に、医師不足地域への協力に努めること。 各病院が担う政策医療について引き続き適切に実施し、結核、エイズ、重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等に対する医療、医療観察法に基づく医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、セーフティーネットとしての機能を果たすこと。 また、国の医療分野における重要政策の受け皿となるモデル事業を積極的に実施すること。	(2) 国の医療政策への貢献 災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国立病院機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに必要な医療を確実に提供すること。 あわせて、重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、我が国における中心的な役割を果たすこと。 また、エイズへの取組については、ブロック拠点病院においてHIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズ患者及びHIV感染者の増加に適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進めること。 さらに、国の医療分野における重点施策については、その受け皿となるモデル事業等を積極的に実施すること。	(4) 個別病院に期待される機能の発揮 ① 医療計画を踏まえ地域医療へ一層の貢献 地域において必要とされる医療を的確に実施するため、地域連携クリティカルパス実施病院の増加や紹介率、逆紹介率の向上など地域の医療機関との連携・強化を図るとともに、都道府県が策定する医療計画を踏まえ、4疾病・5事業を中心に地域医療の向上に積極的に取り組む。また、紹介率と逆紹介率については、中期目標の期間中に平成20年度に比し各々5%以上引き上げることにも努める。 特に、災害時の医療支援やへき地医療への持続的な支援、医師不足問題に直面する地域医療への支援など国立病院機構の全国的なネットワークを活かして確実に対応する。 さらに、小児救急を含む救急医療については引き続き体制強化を図り受入数の増加に努め、中期目標の期間中に平成20年度に比し、救急車による受入数及び救急受診後に入院した患者数について各々5%以上の増加を目指す。また、周産期医療についても重症心身障害児（者）病棟等においてNICU（新生児集中治療室（Neonatal Intensive Care Unit））の後方支援病床としての機能強化を図る。 ※4疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病 5事業：救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療	(2) 国の医療政策への貢献 ① 国の危機管理に際して求められる医療の提供 災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して、病院ネットワークを最大限活用し、人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに必要な医療を確実に提供する。 厚生労働省のDMAT体制の中心的役割を果たすとともに、防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制を充実する。	第1 事務及び事業の見直し 1 診療事業 (2) 災害医療など国の危機管理や積極的貢献が求められる医療について、国立病院機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに必要な医療を確実に提供する。

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
		② 政策医療の適切な実施 地域医療への一層の貢献とともに、これまで担ってきた結核やエイズをはじめとする感染症、重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、政策医療ネットワークを活用し、引き続き適切に実施することによりセーフティネットとしての機能を果たす。特に、以下に掲げる事項について一層の推進を図る。 また、既存の政策医療ネットワークについては、その構成を見直し、再構築し、国立高度専門医療センターとの適切な連携を図りつつ、活動性の向上を図ることにより個々の病院が取り組む政策医療の質の向上を図る。 【重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患】 ・重症心身障害病棟におけるNICUの後方病床としての機能強化 ・障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法に基づく療養介護事業の体制の強化など 【精神科医療】 ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づく医療の実施 ・身体合併症、発達障害、薬物・アルコール依存、難治性精神疾患への対応 ・精神科急性期医療への対応など 【結核医療など】 ・結核との重複疾患への対応 ・薬剤耐性結核への対応 ・新型インフルエンザ対策の実施など	② セーフティネット分野の医療の確実な提供 重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、高い専門性を活かし、我が国における中心的な役割を果たす。 特に、以下については、積極的な取組を進める。 ・障害者総合支援法に基づく療養介護サービスの更なる充実 ・医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れ ・神経・筋難病に係る医療提供及び相談支援の拠点としての機能の向上 ・精神科疾患患者の地域生活への移行促進 ・難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害等への対応 ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献 ・多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応	
		③ 重点施策の受け皿となるモデル事業の実施 国の医療分野における重点施策については、その受け皿となるモデル事業を	③ 重点課題に対応するモデル事業等の実施 国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施す	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
		積極的に実施する。特に、新型インフルエンザ対策については、他の医療機関のモデルとなるような対応指針を策定する。	る。	
		第2期は第1-4-(2)に記載	④ エイズへの取組推進 ブロック拠点病院においては、HIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズ患者及びHIV感染者の増加に適切に対応できるよう、必要な人的物的体制整備の下、引き続き全科対応による診療等の総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施、エイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な取組を進める。	
第2期は第2-1-(4)に記載	(3) 地域医療への貢献 国立病院機構は、従来から地域医療に貢献してきたところであり、地域医療における課題のある分野への貢献を一層進めることが求められる。このため、都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たし、地域における課題の解決に貢献するとともに、各病院の貢献度について業務実績報告書において明らかにすること。 特に、各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、在宅療養患者やその家族を支援する取組を進め、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献すること。	第2期は第1-1-(4)①に記載	(3) 地域医療への貢献 ① 医療計画等で求められる機能の発揮 都道府県が策定する医療計画等を踏まえ、5疾病・5事業及び在宅医療を中心に、地域の診療所や他の病院と連携し、地域医療に貢献する。 地域完結型医療を実現するため、地域連携クリティカルパスの推進や紹介・逆紹介の促進に努める。 小児救急を含む救急医療について、各病院の診療機能を踏まえ、引き続き担う。 ② 在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献 地域連携を進めつつ、各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、 ・重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者の支援のための一時的入院や通所支援等に取り組むこと ・在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制を充実させること 等によって在宅療養支援を行う。 在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が	第1 事務及び事業の見直し 機構は、従来から地域医療に貢献してきたところであるが、今後は地域において医療の提供に課題のある分野への貢献を一層進めることが求められる。 このため、都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たし、地域における課題の解決に貢献するとともに、各病院の貢献度について業務実績報告書において明らかにするものとする。

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
			連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成など、地域包括ケアシステムの中で在宅医療提供体制の充実に貢献する。	
2 臨床研究事業 政策医療ネットワークを活用して、EBM推進の基礎となる医療の科学的根拠を構築し、我が国の医療の向上に資するため情報発信すること。 また、高度・先進医療技術の臨床導入を推進すること。 さらに、治験を含め臨床研究を的確かつ迅速に実施するための体制整備を進めること。	2 臨床研究事業 国立病院機構の病院ネットワークを最大限有効に活用し、DPCデータ等の診療情報データベースの分析を更に充実するとともに、電子カルテ情報の収集・分析について検討を進め臨床研究等のIT基盤の充実に図ること。あわせて、他の設置主体でも活用できるよう診療情報の分析結果や基礎情報の提供を行うことにより、我が国の医療政策の形成・評価に貢献すること。 また、国立病院機構の病院ネットワークを活用し、迅速で質の高い治験を推進するとともに、EBM推進のための大規模臨床研究を引き続き実施することにより、科学的根拠を確立し、医療の標準化に取り組むこと。あわせて、国際水準の臨床研究の充実・強化により、他の設置主体との連携を取りつつ、出口戦略を見据えた医薬品・医療機器の開発支援に取り組むこと。 さらに、先端的研究機関との研究協力、先進医療技術の臨床導入、臨床研究や治験に精通する医療従事者の育成に取り組むこと。	2 臨床研究事業 臨床研究事業においては、政策医療ネットワークを活用して質の高い治験など大規模な臨床研究を進め、EBM推進の基礎となる、科学的根拠を築くデータを集積するとともに、その情報を発信することにより、我が国の医療の質の向上に貢献する。	2 臨床研究事業 臨床研究事業においては、質の高い標準的な医療の提供と我が国の医療政策の形成・評価に貢献するため、研究倫理を遵守しつつ、病院ネットワークを活用してEBM推進の基礎となる科学的根拠を築くデータを集積し、その情報を発信する。また、迅速で質の高い治験や臨床研究のためのIT基盤を充実する。	第1 事務及び事業の見直し 2 臨床研究事業 (1) 機構の病院ネットワークを活用し、迅速で質の高い治験の推進、国際水準の臨床研究の充実・強化により、他の設置主体との連携を取りつつ、医療の標準化と出口戦略を見据えた医薬品・医療機器開発支援に取り組む。 (2) 機構の病院ネットワークを最大限有効に活用するため、DPCデータ等の診療情報データベースの分析を更に充実するとともに、電子カルテ情報の収集・分析について検討を進め、臨床研究のIT基盤の充実に図る。
		第2期は第1－4－(3)に記載	(1) 診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化 病院ネットワークを最大限活用し、DPCデータ等の診療情報データの分析を更に充実するとともに、電子カルテ情報の収集・分析について具体的な検討を進め、臨床研究等のIT基盤の充実に図る。これにより、引き続き臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を推進し、質の高い標準的な医療の提供に役立てる。 診療情報の分析結果や基礎情報の提供を行うことにより、我が国の医療政策の形成・評価に貢献する。	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
		(1) ネットワークを活用したEBMのためのエビデンスづくりの推進 ① 一般臨床に役立つ臨床研究の推進 政策医療ネットワークを活用し臨床試験を含む共同研究を推進し、研究成果を情報発信するなど一般臨床に役立つエビデンスづくりを実施する。 ② 政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進 臨床研究センター、臨床研究部を中心にEBMの推進のための臨床研究を推進する。 また、臨床研究に精通した人材の育成を図るとともに、臨床研究組織の評価制度を充実し、医療必要度、研究力に応じた柔軟な研究体制を構築する。	(2) 大規模臨床研究の推進 病院ネットワークを活用したEBM推進のための大規模臨床研究を引き続き実施し、科学的根拠を確立するとともに、その研究成果を積極的に情報発信する。 国際水準の臨床研究を推進するため、名古屋医療センターを中心に臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制を構築し、研究成果の実用化・製品化という出口を見据えた医薬品・医療機器の開発に貢献する。 研究成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文掲載数について中期計画の期間中に平成25年度に比し5%以上の増加を目指す。	
		(2) 治験の推進 政策医療ネットワークを活用して多病院間の共同治験を推進し、迅速で質の高い治験を実施する。 複数の病院で実施する治験について本部が一括審査を行う中央治験審査委員会を運営するなど治験の推進体制の強化を図るとともに、国際共同治験や医師主導治験の実施に積極的に取り組む。 治験実施症例数について中期目標の期間中に平成20年度に比し5%以上の増加を目指す。	(3) 迅速で質の高い治験の推進 病院ネットワークを活用した共同治験や国際共同治験・医師主導治験を積極的に推進するとともに、症例集積性の向上やコスト適正化に取り組み、迅速で質の高い治験を実施する。	
		(3) 高度・先進医療技術の臨床導入の推進 臨床研究センター及び臨床研究部を中心に、高度医療・先進医療について臨床導入などを推進する。	(4) 先進医療技術の臨床導入の推進 先端的研究機関との研究協力・連携を推進し、先進医療技術の臨床導入を推進するとともに、その結果を公表する。	
		(4) 研究倫理の確立 臨床研究や治験を実施する病院すべてに設置された臨床研究に関する倫理委員会、治験審査委員会について各病院の審査状況を本部で把握し、その改善に努める。	削除	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
		新規	(5)臨床研究や治験に従事する人材の育成 国際水準の臨床研究や迅速で質の高い治験を推進するため、CRC、臨床研究を実施する医師等を対象とした研修を実施し、臨床研究や治験に精通する医療従事者を育成する。 国立病院機構職員が筆頭著者の英語原著論文を対象に表彰制度を創設し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組める環境を整える。	
3 教育研修事業 政策医療ネットワークを活用し、国立病院機構の特色を活かした臨床研修プログラムやキャリアパス制度により、質の高い医療従事者の確保・育成に努めること。 特に、幅広い総合的な診療能力を有し、全人的な医療を推進できる医師の育成に努めること。 また、国立病院機構が担う医療に対する使命感を持った質の高い看護師の育成を行うとともに、看護教育の変化の中で、医療と一体となった高等看護教育に資する取組を行うこと。 さらに、EBMの成果の普及や医療の地域連携の促進などを目的として、地域の医療従事者及び地域住民に対する研修事業の充実を図ること。	3 教育研修事業 様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用することにより、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施することにより、我が国の医療の質の向上に貢献すること。 また、チーム医療を推進するため特定行為（注）を行う看護師など、高度な専門性の下に多職種による連携・協働ができる専門職種の育成・研修を実施すること。 （注）特定行為とは、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして国で定めるものをいう。	3 教育研修事業 教育研修事業においては、独自の臨床研修プログラムに基づく質の高い医師の育成やキャリアパス制度の構築により質の高い医療従事者の育成を行う。	3 教育研修事業 教育研修事業においては、病院ネットワークを活用した独自のプログラムに基づく質の高い医療従事者の育成や、キャリアパス制度の構築に取り組むとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施する。	3 教育研修事業 様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用することにより、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施することにより、我が国の医療の質の向上を図る。 また、チーム医療を推進するため特定行為（注）を行う看護師など、高度な専門性の下に多職種による連携・協働ができる専門職種の育成・研修を実施する。 （注）特定行為とは、医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助のうち実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ、高度な専門知識及び技能をもって行う必要のある行為である。
		(1)質の高い医療従事者の育成・確保 ① 質の高い医師の育成 国立病院機構の特色を生かした臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行う。 あわせて、臨床研修終了後の医師が各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度に関し修了基準を設けるなど、研修コースや研修プログラムの充実を図り、良質な医師を育成する。 さらに、専修医制度を活用し、幅広い総合的な診療能力を有し、全人的な医療を推進出来る医師の育成について、国立	(1)質の高い医療従事者の育成・確保 ① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援 様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院のネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行う。臨床研修終了後の医師が各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度に関し、研修コースや研修プログラムの更なる充実を図り、良質な医師を育成する。 国立病院機構の病院に所属する若手	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
		病院機構全体として取り組む。	医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の国立病院機構の病院でより専門的な分野について修練できる制度（NHOフェローシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。 大学病院や地域の協力病院等との連携により、総合診療を含め各診療領域における専門医の育成に取り組む。	
		② 質の高い看護師等の育成 国立病院機構が担う医療に対する使命感を持った質の高い看護師の育成を行うとともに、高度な看護実践能力を持ち、医師など多職種との協働によりチーム医療を提供していくことのできる看護師を育成するため、医療と一体となった高等看護教育に資する取組を行う。 また、看護師等養成所については引き続きカリキュラムの第三者評価を実施し、教育の質の充実に努める。さらに、すべての養成所は地域医療への貢献のため、地域に開かれた公開講座を実施する。	② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援 看護師等養成所について、国立病院機構が担う医療への使命感を持った質の高い看護師を育成するため、外部有識者を含む第三者によるカリキュラムの評価を実施する等、引き続き教育の質の向上を図る。全国平均を超える国家試験の合格率を目指す。地域医療への貢献のため、全ての養成所において地域に開かれた公開講座を実施する。国立病院機構が組織として学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院と連携し、国立病院機構の理念に即した看護を行う良質な看護師の確保に努める。 高度な看護実践能力を持ち、医師など多職種との協働によりチーム医療を提供していくことのできる看護師を育成するため、看護大学院と連携し医療と一体となった高等看護教育に資する取組を行うとともに、その活動状況について把握し、卒後教育プログラムの充実に努める。 看護師のキャリアパス制度について、看護職員能力開発プログラム（ACTyナース）の運用等に係る評価を実施するとともに、基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるようプログラムを充実させ、良質な看護師の育成に努める。 各病院に必要に応じ教育担当師長等を配置し、新人看護師等へのきめ細やかな看護教育研修を推進することにより、良質な看護師の育成と離職防止に努める。	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
		③ 医師のキャリアパス制度の構築 国立病院機構の組織や機能の特色を活かして、医師のキャリアパス制度を構築し、本部採用の導入と併せて、良質な医師の育成と確保に努める。 ④ 看護師のキャリアパス制度の充実 平成18年度から運用している看護師のキャリアパス制度について、プログラムの運用等に係る評価を実施し、引き続き国立病院機構の特色を活かしたキャリアパス制度の充実を図り、良質な看護師の育成と確保に努める。 ⑤ 医療従事者研修の充実 質の高い医療従事者を育成するため、コ・メディカルをはじめとする医療関係職種を対象とした研修などについて更なる充実を図る。 特に、医療技術の向上を図るため、技術研修の実施体制を計画的に整備するとともに、国立病院機構の全国的なネットワークを活用しITを用いた遠隔研修の充実を図る。 (2) 地域医療に貢献する研修事業の実施 政策医療ネットワークにより確立したEBMの成果等を普及させるため、各病院は、地域の医療従事者を対象とした研究会や地域住民を対象とした公開講座等を開催し、地域社会に貢献する教育活動を実施する。当該研究会等の内容の充実にも努めるとともに、開催件数について中期目標の期間中に平成20年度に比し15%以上の増を目指す。	第1-3-(1)-①へ集約 第1-3-(1)-②へ集約 ③ 質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援 チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組む。 (2) 地域医療に貢献する研修事業の実施 地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研究会・公開講座等を積極的に開催し、開催件数について中期計画の期間中に平成25年度に比し10%以上の増加を目指す。	
4 総合的事項 (1) 個別病院ごとの総合的な検証、改善等 平成22年度末を目途に、個々の病院ごとに、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、病床数の適正化を含め必要な改善措置を講	削除	4 総合的事項 (1) 個別病院ごとの総合的な検証、改善等 平成22年度末を目途に、個々の病院ごとに政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、病床数の適正化を含め必要な改善措置を講	削除	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
ずること。 その際、近隣に労災病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行うこと。 また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うため、国立病院機構は必要な協力を行うこと。		ずる。 その際、国立病院機構の病院の近隣に労災病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で国立病院機構の病院と労災病院との診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行う。 また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うため、国立病院機構は必要な協力を行う。		
(2) エイズへの取組推進 ブロック拠点病院においては、HIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズ患者及びHIV感染者の増加に適切に対応できるよう必要な取組を進めるとともに、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針に基づき、中核拠点病院・拠点病院への支援など、引き続きエイズ医療提供体制の充実に努めること。	第2-1-(2)へ集約	(2) エイズへの取組推進 ブロック拠点病院においては、HIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズ患者及びHIV感染者の増加に適切に対応できるよう、全科対応による診療等の総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施、エイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な取組を進めるとともに、必要な人的物的体制整備を計画的に進める。 また、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針に基づき、ブロック拠点病院による中核拠点病院への支援、中核拠点病院による拠点病院に対する研修事業の実施及び医療情報の提供など引き続きエイズ医療提供体制の充実に努める。 なお、これらを進めるに当たって、必要に応じて国立国際医療センター戸山病院エイズ治療・研究開発センターと相互の連携体制を図る。	第1-1-(2)-④へ移動	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
		（3）調査研究・情報発信機能の強化 臨床研究、治験、診療情報の分析を総合的に推進するため、本部に総合研究センター（仮称）を設置し、政策医療ネットワークを活用した調査研究・情報発信機能の強化を図る。	第1-2-(1)へ移動	
第3 業務運営の効率化に関する事項 独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、効率的で透明性の高い業務運営を行うこと。 また、国立病院機構全体として収支相償の運営確保を図ること。	第3 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 企業会計原則の下、部門別決算、月次決算等の精度を高め効率的で透明な医療経営の確立を図る。また、財務面においては、国立病院機構全体として収支相償（経常損益ベース。以下同じ。）の経営を目指す。これらと併せ、以下の業務の効率化を推進する。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25. 12. 24】
1 効率的な業務運営体制の確立 各病院が果たすべき機能や地域事情も踏まえつつ、効率的な業務運営となるよう、組織の役割分担、管理や連携の体制及び人員配置について、弾力的に見直しを行うこと。 また、業務の効率化や職員の意欲の向上に資するよう、適切な業績評価を実施すること。 さらに、入札・契約事務の公正性や透明性の確保を含むコンプライアンス（法令遵守）徹底の取組を推進すること。加えて、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的にチェックを行うこととし、常勤監事による監査機能の強化を図るほか、全病院に対し、毎年、会計監査人による会計監査を実施すること。 以上のほか、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）附則第7条に基づく業務として、「国立病院・療養所の再編成・合理化の基本方針」（昭和60年3月29日閣議報告）に基づき実施されている「国立病院・療養所の再編成計画」（平成11年3月の計画見直し後のものをいう。）に定められていた再編成対象病院のうち、平成20年度末において未実施となっている2病院について着実に実施すること。	1 効率的な業務運営体制 本部による各病院に対する適切なマネジメントにより、効率的な病院支援体制を確立するため、本部組織を再編するとともに、ITに係る本部の組織体制を強化することにより、国立病院機構の診療事業・臨床研究事業等におけるITの戦略的投資、セキュリティ対策等の強化を推進すること。 また、経営環境を的確に把握し、機動的な経営戦略に基づく自律的な病院運営の実施を可能とするため、本部の経営情報分析体制の強化により、経営情報の収集・分析を進めること。 さらに、本部の内部監査部門を拡充する等により、内部統制の充実・強化を図ること。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にする。 あわせて、当中期目標期間において、効率的な運営を図る観点から管理業務を本部等に集約化するなどし、国立病院機構全体として管理部門をスリム化することについて検討すること。	1 効率的な業務運営体制 国立病院機構においては、本部・ブロック組織、院内組織及び職員配置等について、効率的な運営が可能となる組織とする。 また、年々増大する業務量に対応するため、個別業務の必要性・重要性、やり方等の見直しを図り効率化に努める。	1 効率的な業務運営体制 本部と病院の連携を強化しつつ、年々増大する業務量に対応するため、個別業務の必要性・重要性、やり方等の見直しを図り、効率化に努める。	第2 業務実施体制の見直し 機構の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、各病院で分散して実施されており、管理業務の一部を集約化していたブロック事務所については平成25年度末に廃止予定となっている。機構の施設数（143病院等）や職員数（約7万人）などの規模からみて、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれるため、次期中期目標期間においては、効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、機構全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。 また、効率的な病院支援体制を確立するため、本部組織を再編するとともに、ITに係る本部の組織体制を強化することにより、機構の診療事業・臨床研究事業等におけるITの戦略的投資、セキュリティ対策等の強化を推進する。 さらに、経営環境を適確に把握し、機動的な経営戦略に基づく自律的な病院運営の実施を可能とするため、本部の経営情報分析体制の強化により、経営情報の収集・分析を進める。 第5業務全般に関する見直し 2 内部統制の充実・強化 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

第 2 期中期目標	第 3 期中期目標	第 2 期中期計画	第 3 期中期計画	見直し内容【H25. 12. 24】										
		(1) 本部・ブロック事務所による病院指導・支援機能の強化 ① 本部・ブロック機能の強化 本部・ブロック組織は、その役割分担に基づき、法人の管理業務は原則本部で実施し、地方で実施した方が合理的かつ効率的な業務についてはブロック組織が分担するなどにより、病院業務の指導・支援業務行う。 加えて、本部内の研究課の組織を見直し、臨床研究の総括、治験の推進、診療情報の分析を行う総合研究センター(仮称)を設置し、業務の充実と情報発信を図る。 また、本部のIT推進室をHOSPnetの運用管理などを担う常設組織とし、業務・システムの最適化計画の検証・評価についても引き続き実施することとする。 ブロック事務所は、病院の事務処理支援機能に重点を置いた組織とする。	(1) 本部による病院支援・指導機能の強化 本部組織は、法人の管理業務及び病院業務の支援・指導業務を実施する。 効果的・効率的な病院業務の支援・指導の実施の観点から、本部組織体制を見直す。診療事業や臨床研究事業など医療分野におけるIT化の戦略的投資や情報セキュリティ対策等の強化を推進するため、ITに係る本部組織体制を強化する。病院の経営環境を的確に把握し、機動的な経営戦略に基づく自律的な病院運営の実施を可能とするため、本部の経営情報分析体制を強化する。本部の経営情報分析部門と病院の事務部門との連携を強化し、経営分析手法の共有化を進めるなど、病院事務部門の経営分析機能の強化を図る。 当中期計画期間において、効率的な業務運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として病院管理部門をスリム化することについて、非公務員化を踏まえて検討する。											
		② 効率的な管理組織体制 機構本部・ブロック合計の職員数について、平成20年度末の291名から288名へ見直しを行う。 (参考) <table><tr><td>平成15年度末</td><td>平成20年度末</td></tr><tr><td>388名</td><td>→ 291名</td></tr><tr><td>本省国立病院部及び</td><td>本部・ブロック</td></tr><tr><td>地方厚生(支)局</td><td>事務所の定数</td></tr><tr><td>病院管理部の定員</td><td></td></tr></table>	平成15年度末	平成20年度末	388名	→ 291名	本省国立病院部及び	本部・ブロック	地方厚生(支)局	事務所の定数	病院管理部の定員		削除	
		平成15年度末	平成20年度末											
388名	→ 291名													
本省国立病院部及び	本部・ブロック													
地方厚生(支)局	事務所の定数													
病院管理部の定員														
③ 内部統制の充実 内部統制の充実を図るため、本部内組織を見直し、内部監査、調達(契約調査等)を実施する組織の明確化と専任職員の配置を行う。 また、コンプライアンスの徹底に対する取組の推進を図るため、各組織における取組の強化(法令遵守状況の確認方法の確立)を行うことや職員への周知、研修会の開催により職員の倫理観を高めていく。	(2) 内部統制や外部監査等の充実 内部統制の充実・強化を図るため、本部の内部監査部門を拡充・強化する。 会計監査人による会計監査を全病院に対して実施するとともに、内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施する。 コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化(法令遵守状況の確認方法の確立)を行うことや研修会の開催等により職員の倫理観を高めていく。													

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
			日本医療機能評価機構等への受審に努め、病院業務の改善に取り組む。	
		(2) 弾力的な組織の構築 ① 院内組織の効率的・効果的な構築 引き続き各病院に係る地域事情や特性を考慮した、より効率的な体制とする。 ② 組織運営の方針 ア 副院長複数制の導入 病院の機能に応じて複数の副院長(特命事項を担う場合を含む)の配置を行うとともに、副院長の役割と院内での位置づけを明確化する。 また、看護職や事務職の副院長について、必要に応じて配置する。 イ 地域連携部門の体制強化 すべての病院の地域医療連携室に専任職員を配置して体制を強化し、地域医療との連携への取組を強化する。 ウ 医療安全管理部門の強化 すべての病院の医療安全管理室に専任職員を配置して、リスクマネジメントへの取組を強化する。 エ 看護部門の体制強化 看護部門については、病棟部門と外来部門の連携の推進をはじめ、効率的・効果的な運営体制とする。 また、病院ごとの病床規模や機能に応じて、副看護部長を複数配置し、看護体制の強化を図る。 オ 事務部門の改革 病床規模や機能に応じて事務部門の配置を見直し、効率的・効果的な運営体	削除	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
		制とする。		
		カ 人材育成、教育研修機能の強化 看護師長（教育担当）の配置を行い、新人看護師の教育や有為な人材育成をし、更に離職防止を図る。 また、病院に職員の教育研修を司る教育研修部又は教育研修室を設置するとともに、看護師長（教育担当）、事務職やコメディカル職種を含んだ組織体制の構築を検討し、人材育成体制の強化を図る。	第1－3－（1）－②へ集約	
		（3）職員配置 各部門における職員の配置数については、各職員の職務と職責を考慮して適切なものとするとともに、活動性に応じた配置及び医療需要に応じた配置に取り組む。	削除	
		（4）職員の業績評価等の適切な実施 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を適正に評価し、職員の給与に反映させるとともに業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度について、当該制度の適切な運用を継続することにより定着を図り、併せて、人事制度への一層の活用を図ることにより、病院及び機構全体の能率的運営につなげる。	（3）職員の業績評価等の適切な実施 職員の実績等を適正に評価し、給与に反映させるとともに、意欲の向上を図る業績評価制度について、適切な運用を継続することで、人事制度への一層の活用を図る。	

第 2 期中期目標	第 3 期中期目標	第 2 期中期計画	第 3 期中期計画	見直し内容【H25. 12. 24】
		(5) 監事監査、外部監査等の充実 ① 監査法人等を活用したチェック体制の強化 毎年全病院に対し会計監査人による会計監査を実施する。 ② 監事機能との連携の強化 契約事務の適正性を担保するために、監事と連携して抜き打ち監査を実施する。また、監事監査の結果を活用するなど、内部監査において、監事機能との更なる連携を図る。 ③ 外部評価の活用 日本医療機能評価機構等の病院評価受審病院数を中期目標の期間中に平成 20 年度末の 46 病院から 73 病院以上にする。	第 2 - 1 - (2) へ移動	
		(6) 再編成業務等の実施 旧国立病院・療養所の再編成業務については、中期目標の期間中に統廃合が予定されている 1 件をその経営に留意しつつ着実に実施するとともに、残る 1 件についても統合に向けた準備を行う。	削除	
2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 各病院が担う政策医療を着実に実施し、経費節減、診療収入等の増収及び医療資源の有効活用を図り、各病院の収支改善を促進すること。	2 効率的な経営の推進と投資の促進 地域のニーズに対応した効率的な経営を推進するとともに、各病院等において実施している経営改善の事例を通じて得た経験やノウハウを整理・蓄積し、他の設置主体の参考となるよう、情報発信を行うこと。 国立病院機構の資金を効率的に投資に配分し、老朽化した建物の建替や医療機器・IT 基盤の整備を計画的に行うとともに、保有資産の有効活用に取り組むこと。 医薬品や医療機器等の共同入札に引き続き取り組み、調達の効率化を図ること。なお、後発医薬品については、患者負担の軽減や医療費の効率化を通じて限られた資源の有効活用を図り国民医療を守るという観点から、数量シェアを平成 30 年度までに 60 % 以上への拡大を図ること。 臨床研究事業や教育研修事業について	2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 個々の病院の特色・機能を十分に発揮させるとともに、院内の効率的・効果的な組織の構築や職員の適正な配置を行うことにより、診療報酬上の施設基準の新規取得や効率的・効果的な医療の提供を通じて安定的な収入の確保を図るとともにコスト削減に努め、個々の病院においても収支相償ないしそれ以上を目指す。 なお、QC 活動奨励表彰を通じて、サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励し、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。	2 効率的な経営の推進と投資の促進 経営分析に基づき、地域のニーズに対応した効率的な経営を推進し、また、調達の効率化のためコストパフォーマンスの高い取組を推進するとともに、患者の療養環境の改善や医療の高度化に対応するため、老朽棟の建替や医療機器・IT 基盤の整備を計画的に進めたうえで、中期計画期間の各年度における損益計算において、経常収支率を 100 % 以上とすることを目指す。 また、自己収入の確保や費用節減に努めることにより、新規拡充業務を除いて、その費用のうち運営費交付金等の割合を低下させる。	第 4 経営ノウハウの活用 機構では、各病院において実施している様々な施策により、赤字病院の減少や借入債務の圧縮等経営改善が進んでいるが、これらの具体的な事例は機構が運営する病院以外の他の病院にとっても参考になるものと考えられる。このため、機構はこれらの事例を通じて得た経験やノウハウを整理し、蓄積するとともに、厚生労働省においてもこれらを活用し、他の病院の経営改善に資するものとする。

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
	でも効率化に努めること。 医療の高度化や各種施策などに留意しつつ、適正な人員の配置に努めるとともに、人件費率と委託費率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指すこと。 さらに、国立病院機構全体として経常収支率100%以上を目指し、一般管理費の効率化を図ること。			
(1) 経営力と経営意識の向上 経営人材の確保や経営研修の充実を図るとともに政策医療のコスト分析を行い、経営能力の向上と更なる意識改革を進めること。	削除	(1) 経営意識の向上 ① 経営力の向上 取り巻く医療環境の変化に応じて、個別病院ごとの経営戦略や、毎年の事業計画を通じた経営管理サイクルをさらに充実させる。 病院経営力を向上させるため、医療事務などの有資格者の確保や育成を図る。 また、経営分析及び経営改善手法等の経営能力並びに診療報酬請求事務能力の向上を目的とした研修を定期的に行うことにより職員の資質向上に努める。 ② 政策医療にかかるコスト分析 結核、重症心身障害、筋ジストロフィー、精神等の政策医療に係るコストの分析を実施し、必要な機能を維持しつつ適正なコスト管理を実施する。	(1) 地域のニーズに対応した効率的な経営の推進 財務データ・診療データを組み合わせた経営分析に基づき、地域のニーズに対応した効果的な経営改善策を実施することにより、効率的な経営を推進する。 経営改善の事例等を蓄積し、他の医療機関の参考となるよう、情報発信を行う。 経営分析及び経営改善手法等の経営能力並びに医事業務や診療報酬請求の能力の向上を目的とした研修を定期的実施することにより、職員の資質の向上に努める。 QC活動奨励表彰を通じて、サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励し、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。	
		第2期は第2-2-(2)①ウ a に記載	(2) 投資の促進と効率化 法人の資金を必要な投資に効率的に配分する仕組みを構築するとともに、個々の病院の経営分析を踏まえ、喫緊の課題である老朽棟の建替や医療の高度化に対応するための医療機器・IT基盤の整備を計画的に進めることにより、患者の療養環境の改善や医療水準の向上を図る。 建築単価の動向に的確に対応するとともに、コスト合理化や適正化を図るため標準仕様に基づく整備を行う。	
(2) 業務運営コストの節減等 施設整備や医療機器、医薬品等の購入について、費用対効果や法人全体の債務を総合的に勘案して実施することとし、単価の見直し、品目の標準化、共同入札、後発医薬品の採用などを促進すると	第3-2へ集約	(2) 業務運営コストの節減等 医薬品等の購入方法や業務委託の推進・点検、医業未収金対策の徹底等様々な取組や国立病院機構が有する人的・物的資源等及びそのネットワークを有効に活用し、経営改善を図るための取組を	削除	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25. 12. 24】
もに、業務委託を適切に活用すること。 なお、後発医薬品については、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から数量シェアの30%相当以上への拡大を図ること。 さらに、臨床研究事業や教育研修事業についても効率化に努めること。 また、総人件費については、医療サービスの質の向上、患者の処遇の改善等にも留意しつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に取り組むとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本指針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。その際、併せて、医療法（昭和23年法律第203号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含めた政策医療推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を進めること。 あわせて、給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表すること。 ① 国からの財政支出の大きさ、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。 さらに、契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の		実施することにより、中期目標期間の各年度における損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう費用の節減等を図る。 また、診療事業以外の事業、特に運営費交付金対象事業については、自己収入の確保や費用節減に努めることにより、新規拡充業務を除いて、その費用のうち運営費交付金等の割合を低下させる。 ① 業務運営コストの節減 ア 材料費 同種同効医薬品の整理など、更なる使用医薬品の標準化を進め、共同購入の対象品目を拡大するなど、調達方法及び対象品目等の見直しを行い、薬品費と消耗品費等の材料費率の増加の抑制を図る。 また、包括評価等の今後の診療報酬改定を考慮しつつ後発医薬品の採用を促進し、平成24年度までに数量ベースで30%（購入金額ベース15%）以上の採用を図る。なお、後発医薬品の利用促進にあたっての課題の把握にも努める。	（3）調達の効率化 使用医薬品の標準化、医薬品・医療機器等の共同購入を引き続き実施するとともに、調達品目の特性に応じてリバースオークションを実施するなど、コストパフォーマンスの高い取組を推進する。 対象契約の特性に応じた競争方式の採用により、質の高いサービスの調達に努める。 後発医薬品の使用を促進し、平成30年度までに数量シェアで60%以上（※）を目指す。 ※後発医薬品の数量シェアの算式 後発医薬品の数量シェア＝〔後発医薬品の数量〕／（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕）	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
適正化を推進すること。 ① 国立病院機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。		③ 収入の確保 ア. 未収金対策の徹底 各病院において提供した医療の正当な対価として当然収納すべき診療費が滞納されている医業未収金については、新規発生防止の取組を一層推進し、また、法的手段の実施等によりその回収に努めることで、平成20年度（※）に比して医業未収金比率の低減を図る。 また、医業未収金の支払案内等の市場化テストについては、平成22年9月末現在の状況を踏まえ、平成23年度以降の市場化テストの実施について検証する。 ※ 平成20年度（平成19年4月～平成21年1月末時点） 医業未収金比率0.11% 医業未収金比率＝医業未収金／医業収益 （医業収益に対するその他医業未収金の割合） イ. 診療報酬請求業務の改善 医事業務研修の実施による職員の能力向上及び院内でのレセプト点検体制の確立等により適切な請求業務の実施に取り組む。 ウ. 臨床研究事業 厚生労働科学研究費補助金等の外部の競争的研究費の獲得に努め、中期目標の期間中において、更なる研究を推進するとともに、適正な評価を行い研究の効率化に努める。	（4）収入の確保 医業未収金について、債権管理マニュアルの改訂や債権管理のIT化の検討を進め、業務の標準化と効率化を図る。	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
		①業務運営コストの節減 イ 人件費率等 人事に関する計画に基づき、医療の高度化や各種施策などにも留意しつつ、適正な人員の配置に努めるとともに、業務委託についてもコスト低減に十分配慮した有効活用を図ること等により、中期目標の期間中、人件費率と委託費率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指す。 また、医療サービスの質の向上、患者の処遇の改善等にも留意しつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に取り組むとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本指針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。その際、併せて、医療法(昭和23年法律第205号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。 なお、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。	(5) 人件費 医療の高度化や各種施策などにも留意しつつ、適正な人員の配置に努めるとともに、業務委託についてもコスト低減化に十分配慮した有効活用を図ること等により、人件費率と委託費率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指す。 給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。	
		ウ 投資の効率化 a. 建物整備 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト合理化のため標準仕様に基づく整備を行い、投資の効率化を図る。 b. 医療機器整備 大型医療機器の共同入札を実施するなど医療機器の購入費用の削減を図る。	「a. 建物整備」は、第2-2-(2)へ集約 「b. 医療機器整備」は、第2-2-(3)集約	

第 2 期中期目標	第 3 期中期目標	第 2 期中期計画	第 3 期中期計画	見直し内容【H25. 12. 24】
		エ 適正な契約事務の実施 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性及び透明性が十分確保される方法により実施する。また、平成 19 年に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 オ 市場化テストの実施 各病院共通の消耗品等に係る物品調達業務について、原則として、平成 22 年度に官民競争入札又は民間競争入札を実施することとし、対象品目、対象施設、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成 21 年 10 月までに策定する。 カ 一般管理費の節減 平成 20 年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（人件費を除く。）について、15%以上節減を図る。	削除 第 2－2－（3）へ集約 第 2－2－（8）へ移動	
（3）医療資源の有効活用 医療機器の共同利用、他の医療機関との連携促進や病床の適正配置など、医療資源の有効活用を促進すること。 また、国立病院機構が保有する再編成により廃止した国立病院や看護師等養成所などの遊休資産について、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却、貸付等による有効活用を行うこと。 さらに、IT 化の推進を図り、業務・システムの次期最適化計画策定を適切に進めること。また、政策医療のコスト分析等において全病院共通の財務会計システムを有効に活用するとともに、医事会計システムを全病院について標準化（基本仕様の統一）すること。	削除	② 医療資源の有効活用 ア. 医療機器の効率的な利用の促進 既に整備済の医療機器等については、その効率的な使用に努め、稼働率の向上を図るとともに、他の医療機関との共同利用を推進し、平成 20 年度に比し、中期目標の期間中に、CT、MRI の高額医療機器（※1）の共同利用数について 10%以上の増加（※2）を目指す。 ※1 CT（コンピュータ断層撮影装置）、MRI（磁気共鳴診断装置） ※2 平成 20 年度実績総件数 56,098 件 イ. 病床の効率的な利用の促進 病診連携・病病連携の推進等により平均在院日数の短縮を図るとともに、新規患者数を増加させる等により収支の改善に努める。 また、入院患者数に応じた病棟集約など、患者数の動向や将来計画を見据えた効率的な病棟運営に努める。	削除 削除	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
		ウ. 保有資産の有効活用 閉校した看護師等養成所等の資産について、病院機能との連携を考慮した売却、貸付等に努め、医療機関としての機能の維持・向上及び財政基盤の安定化など有効活用に努める。	(6) 保有資産の有効活用 保有資産について、病院機能との連携を考慮した貸付、売却等を図るなど、有効活用に努める。	
		エ. 教育研修事業 中期目標の期間中の国立病院機構附属養成所卒業生の国立病院機構の病院への就職率を高めるとともに、各年ごとに全ての附属養成所において当該年度の国家試験の全国平均合格率を超える合格率を目指す。	第1-3-(1)-②へ集約	
		オ. IT化の推進 会計処理に必要なすべての病院共通の財務会計システムにより、部門別決算や月次決算を行うとともに、各病院の経営状況の比較等病院の財務状況を分析し経営改善を進める。 また、財務会計システムを活用し、政策医療の実施にかかるコスト分析を行うとともに、適正なコストの把握に努める。 なお、医事会計システムを更新する際には標準化(国立病院機構内での共通仕様)されたシステムの導入を図り、中期目標の期間中に全病院が標準化されるよう努める。 平成20年度に実施した「業務・システムの最適化」について、検証・評価を実施し、業務の見直しを含めた次期最適化計画を策定する。	(7) IT化の推進 診療事業や臨床研究事業などの進展を図るため医療分野のIT化に向けた戦略的投資を進めるとともに、情報セキュリティ対策等の強化を推進する。	
(4) 収入の確保 医業未収金の発生防止や徴収の改善、診療報酬請求業務の改善、競争的研究費の獲得などを図ること。	削除	第2期は第2-2-(2)①カに記載	(8) 一般管理費の削減 平成25年度に比し、中期計画の期間の最終年度において、一般管理費(人件費を除く。)について、5%以上節減を図る。	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。	第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算、収支計画及び資金計画 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、国立病院機構全体の財務内容の改善を図るため、以下の目標を達成する。	第3 予算、収支計画及び資金計画	
1 経営の改善 中期目標の期間の各年度の損益計算において、経常収支率を100%以上とすること。 2 固定負債割合の改善 各病院の機能の維持を図りつつ、投資の効率化を進め、国立病院機構設立の際に承継した債務を含め国立病院機構の固定負債（長期借入金の残高）を着実に減らすこと。	1 経営の改善 中期目標の期間の各年度の損益計算において、必要な投資を行った上で、国立病院機構全体として経常収支率を100%以上とすること。 長期借入金の元利償還を確実に行うこと。 なお、毎年、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	1 経営の改善 部門別決算や月次決算を行うとともに、各病院の経営状況の比較等病院の財務状況を分析することにより経営改善を進め、中期目標期間の国立病院機構全体における各年度の損益計算において、経常収支率を100%以上とすることを目指す。 再生プラン対象病院について平成22年度末の経営改善計画の達成状況を踏まえ、診療機能・病床規模の見直しなど必要な措置を講じるとともに、個別病院の経営改善に引き続き取り組む。 （参考）再生プラン（個別病院ごとの経営改善計画） 特に早急に経営改善着手が必要な58病院において、部門毎の生産性に着目するなどして改善項目を検討し、行動目標を明確化した中期的な個別病院毎の経営改善計画。（平成19年度末策定） 2 固定負債割合の改善 各病院の機能の維持・向上を図りつつ、経営の改善が図られる投資を計画的に行うとともに、国立病院機構の固定負債（長期借入金の残高）を減少させる。 そのため、個々の病院における建物や大型医療機器の投資に当たっては、長期借入金等の償還確実性等を確保するとともに、一定の自己資金を用意することを原則とする。 1 予算 別紙1 2 収支計画 別紙2 3 資金計画 別紙3	1 経営の改善 各病院の財務データ・診療データ等を活用した経営分析に基づく経営改善策を実施するとともに、業務キャッシュフロー・投資キャッシュフロー・財務キャッシュフローを一体的に捉えた持続的な投資方針により、医療の質やサービスの向上に必要な投資を行いつつ中期計画期間の国立病院機構全体における各年度の損益計算において経常収支率を100%以上とすることを目指す。 1 予算 別紙1 2 収支計画 別紙2 3 資金計画 別紙3	第5業務全般に関する見直し 3 運営費交付金額算定の厳格化 毎年、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
		3 医療機器・建物整備に関する計画 中期目標の期間中に整備する医療機器・建物整備については、別紙4のとおりとする。	2 医療機器・建物整備に関する計画 中期計画の期間中に整備する医療機器・建物整備を、別紙4のとおりとする。	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
		4 機構が承継する債務の償還 国立病院機構全体として収支相償を維持しつつ、借入金の元利償還を確実に行う。	3 長期債務の償還 長期借入金の元利償還を確実に行う。	
		第4 短期借入金の限度額 1 限度額 60,000百万円 2 想定される理由 ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 ② 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 55,000百万円 2 想定される理由 ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 ② 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	
		新規	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、国庫納付を行う。	
		第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし	
		第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。	第7 剰余金の使途 決算で生じた剰余は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25. 12. 24】
第5 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する計画 国民の医療需要や医療環境の変化に応え、良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職についてアウトソーシング等に努めるなど、一層の効率化を図ること。 また、必要な人材の育成や能力開発、人事評価や異動を適切に行うことのできるシステムの確立を図ること。	第5 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職についてアウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図ること。 また、必要な人材の育成や能力開発に努めること。 さらに、非公務員化することで職員の雇用形態や勤務体制がより柔軟化され、確実な医師等の確保や病院業務に必要な人材の確保など患者に提供する医療の質の向上につながるメリットが数多く期待されることを踏まえ、更に効果的・効率的な医療の提供に資する人材の確保に努めること。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 ① 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。 特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。 また、良質な人材の確保及び有効活用を図るため、引き続きブロック内での職員一括採用や人事交流を促進するための人事調整会議を行うほか、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組についても推進する。 ② 指標 国立病院機構の平成21年度期首における常勤職員数を49,021人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間中においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置等に努める。 特に、技能職については、中期目標の期間中710人（※）の純減を図る。 （※ 平成21年度期首の技能職員定数の3割相当） （参考） 中期目標の期間中の人件費総額見込み1,628,038百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も推進する。 技能職について、中期計画の期間中420人（※）の純減を図る。（※平成26年度期首の技能職定数の3割相当） 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づく非公務員化に伴って所要の措置を講じる。	第3 非公務員化の再検討 機構の職員の身分については、非公務員化することで職員の雇用形態や勤務体制がより柔軟化され、確実な医師等の確保や病院業務に必要な人材の確保など患者に提供する医療の質の向上につながるメリットが数多く期待されることから、職員の非公務員化について再検討するものとする。
2 広報に関する事項 国立病院機構の役割、業務等について積極的な広報に努めること。	2 広報に関する事項 国立病院機構の役割、業務等について積極的な広報に努めること。	2 広報に関する事項 国立病院機構及び各病院の使命、果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報・情報発信に努める。	2 広報に関する事項 国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報・情報発信に努める。	

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
3 中期計画における数値目標 本中期目標の主要な事項について、中期計画において数値目標を設定すること。	3 中期計画における数値目標 本中期目標の主要な事項について、中期計画において数値目標を設定すること。			
		3 積立金の処分にに関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てることとする。	3 積立金の処分にに関する事項 積立金は、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。	
新規	4 決算検査報告指摘事項 「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘については既に対応しているところであるが、引き続き留意すること。	新規	4 その他 中期目標で示された「第5 その他業務運営に関する重要事項」の4及び5について適切に対応する。	第5業務全般に関する見直し 4 決算検査報告指摘事項 「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。
新規	5 その他 既往の閣議決定等示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。			5 その他 上記1から4のほか、既往の閣議決定等示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。
（別記） 国の医療政策として担うべき医療（政策医療）の分野 がん 循環器病 精神疾患 神経・筋疾患（筋ジストロフィーを含む。） 成育医療 腎疾患 重症心身障害 骨・運動器疾患 呼吸器疾患（結核を含む。） 免疫異常 内分泌・代謝性疾患 感覚器疾患 血液・造血器疾患 肝疾患 エイズ	削除			

第2期中期目標	第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画	見直し内容【H25.12.24】
長寿医療 災害医療 国際医療協力 国際的感染症				